

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

●事前予約+資料準備の上でないと受け付けないと言われた。
→生活保護の申請に予約も資料も不要であり、申請権を侵害する違法な対応です。

●家賃3万5000円。家計収入は、本人の給与4～8万円。同居の夫は、持病のため働けず、現在無職。生活保護を申請したが、ケースワーカーから、「働いて生活なさい」「夫に仕事を探してもらいなさい」と言われ、結局申請を取り下げた。
→稼働能力があっても収入が生活保護基準以下の場合には生活保護が受給できます。持病のある夫について検診もせずに働くよう求めることを含めて違法な対応です。

●60代単身女性。失業後、月3万円の年金で生活。心筋梗塞、脳梗塞でめまいや吐血もあるが病院にも行けない。家賃滞納中でガス・水道も止まっている。半年前福祉事務所に行ったら家賃が高すぎるからダメと断られた。
→支給される住宅扶助の上限が決まっているだけであり、家賃が高いことを理由に申請させないのは違法です。保護適用後、転居費用を支給して基準内家賃の住居へ転居させるのが正しい対応です。

●70代男性。40年以上続けてきた自営業が行き詰まり破産の申立てをした。夫婦二人で月5万5000円の年金しか収入がない。別居の子に連れられて生活保護の申請に行ったが、「まず家族が面倒を見るのが当たり前だ」と追い返された。
→扶養義務者の扶養は生活保護の要件ではないので、親族に扶養を求めて生活保護申請を受け付けられないのは違法です。

●妻、子3人、母と同居。収入は母の年金と子1人の給与のみ。これまで3回窓口に行ったが、「扶養義務者に援助して貰いなさい」「持ち家だからダメ」などと言われ、申請を受け付けてもらえない。
→扶養義務者による扶養については上記のとおりです。
→家を所有していても、住宅ローンの支払い中であるとか、過度に豪華な家である場合でない限り生活保護は受給できます。単に自宅を有することを理由として申請を認めないのは違法です（ただし、65歳以上の場合には、リバースモーゲージ（高齢者を対象とする、所有不動産を担保とした生活資金貸付制度）の活用を求められます。）。

ほか特徴的な声	
不安の訴え (未受給者)	行方知れずだった兄のことで役所から扶養照会の書面が来た。仕送りできないという返事を出したが、今後も扶養義務を果たすよう督促が来るのではないかと心配。
	離婚を考えており、最終的には生活保護を受けざるを得ないが、息子が公務員なのでバッシングが心配。
	20代の孫二人と住む40代の娘の母親からの相談。娘はDVで離婚後働けず、孫二人も就職活動しているがなかなか就職できない。母が金や食料を援助してきたが限界。生活保護を勧めるが娘は拒否する。
	50代女性。息子が彼女と同居中だが、うつ病で仕事も長続きしない。彼女の収入も少ない。生活保護を申請したら認められるのか。
	60代夫妻。長年自営業をやってきたが収入がなくなり仕事をたたんだ。無年金で収入がない。
不安の訴え (受給中)	障害のある高齢の両親を介護しながら生活保護を受給している40代男性。ケースワーカーから4～5時間のバイトでもよいから働くようにと厳しく指導されハローワークに通うが見つからない。求職活動のため介護ができないので、別世帯の妹に両親の介護を求めるため関係が悪化している。
	不安障害で生活保護受給中の50代男性。生活保護基準が下がると言われているが、基準が下がると生活していけない。
	生活保護受給中の40代男性。マスコミの生活保護バッシングを見ると苦しくなる。生活保護を受けることに後ろめたさを感じる。
	50代単身。昨年より保護を受給しながら、毎日のようにハローワークに通っている。仕事が見つからずに、最近では面接すら受けられない。新聞やテレビの報道を見ると、このままの状態が続けば、将来保護が打ち切られるのではないかと不安。

全国一斉生活保護ホットライン

■実施概要

実施期間 2012年11月28日を中心とした日程
 実施弁護士会数 49弁護士会
 (45弁護士会は全国統一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 4会は独自番号で実施)

■実施結果

回答のあった弁護士会数 49弁護士会

1 合計相談件数 1832 (日弁連生活保護ホットラインとして過去最多の相談件数)

(参考)統一電話番号の総呼数(呼出しのあった件数)11748件のうち, 1971件がつながった。なお, 独自の番号で実施した会及び別日程で実施した会の相談件数をあわせると, つながった件数は2017件となった。

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
2010年	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303

2 相談体制

弁護士 344 他協力者 8 (市のケースワーカー等)

3 相談者内訳(各弁護士会の回答の合計)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
1	19	80	239	315	446	327	405	1832
0.1%	1.0%	4.4%	13.0%	17.2%	24.3%	17.8%	22.1%	100.0%

→ 54.2% が60代以上の高齢者からの相談(不明者数を除く。)

4 相談者の属性(不明件数等除く)

生活保護受給者	生活保護未受給者		合計
	福祉事務所に 行った	まだ行って いない	
450	304	758	1512
29.8%	20.1%	50.1%	

→ 70.2% が生活保護未受給者からの相談
 50.1% は福祉事務所にも行けない状態での相談

5 相談の内容(複数の事項に該当する場合, それぞれの内容についてカウント。なお, いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

生活保護受給者(含む廃止事案)			生活保護未受給者			
不安の訴え	福祉事務所 の対応	うち違法又は 違法の可能性 ある事案	不安の訴え	福祉事務所 の対応	うち違法又は 違法の可能性 ある事案	緊急性
210	189	40	545	248	77	79

→ 生活保護受給者では, 不安の訴えと福祉事務所の対応双方への問い合わせ未受給者では, 不安の訴えが多数を占めた。
 違法・その疑いのある事案も100件以上に上った。

相談内容の内訳

6 不安の訴え

(1) 生活保護未受給者 (複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

保護が打ち切られるのでは	DV・夫に連絡が行くのでは	親族に扶養を要求され、迷惑がかかるのではない	生活保護を受けることに後ろめたさを感じる	外出しにくくなった	怖くてTV・新聞・週刊誌が見られない	人の目が怖くて気になる	夜眠れなくなった	薬の量が増えた(鬱など)
7	2	17	16	1	0	7	3	2
食欲が落ちた	体調が悪くなった	自分は生活保護を受けられないのではない	その他					
1	16	351	222					

生活保護未受給者では、保護を受けられないのではないかと不安の声が圧倒的多数を占めた

(2) 生活保護受給者 (複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

保護が打ち切られるのでは	DV・夫に連絡が行くのでは	役所の指導が厳しくなるのでは	親族に扶養を要求され、迷惑がかかるのではない	生活保護を受けることに後ろめたさを感じる	外出しにくくなった	怖くてTV・新聞・週刊誌が見られない	人の目が怖くて気になる	夜眠れなくなった
40	1	18	5	9	1	2	4	3
薬の量が増えた(鬱など)	食欲が落ちた	体調が悪くなった	その他					
0	0	6	125					

生活保護受給者では、保護が打ち切られるのではという不安が約2割。指導が厳しくなるのではという不安が約1割。また、不安の声の約6割は、表の類型に当てはまらない個別的な不安の内容だった。

7 福祉事務所の対応

(1) 生活保護未受給者 (複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事しなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
38	54	5	23	12	1	3	33	141

働いて生活しなさい、扶養義務者に援助してもらいなさい、所持金が無くなってから来なさいなどの対応が多数なされていることが浮き彫りになった。また、自動車の処分についての対応は、主に地方でなされている

(2) 生活保護受給者 (複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)するといわれた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するように言われた	ケースワーカーが怖い	その他
19	30	5	13	1	7	6	16	98

保護費の返還、厳しい就労指導、保護廃止を言われるなどの訴えが多数を占めた。また、約1割から「ケースワーカーが怖い」との声も寄せられた。

8 緊急性のある相談(生活保護未受給者)

(複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

食べるものがない	ライフラインが止まっている	病院に行けない	住処を追い出されそう	ホームレス状態にある	所持金が乏しい	その他
13	5	22	6	9	44	3